



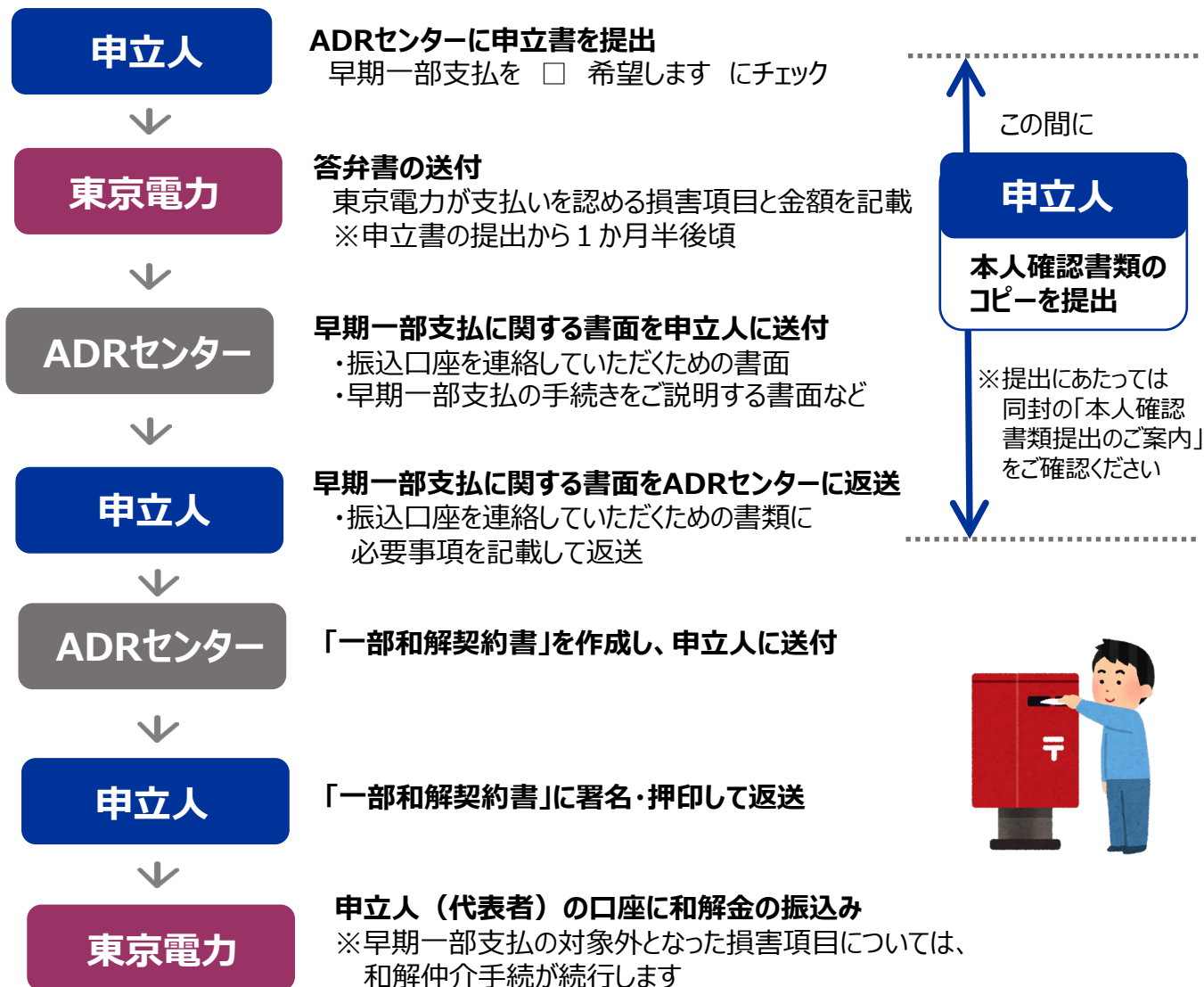
1. 早期一部支払とは

追加賠償（中間指針第5次追補にかかる損害賠償）を請求した場合を中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分について、先行して和解を成立させ、早期に支払いを受けることができる制度です。

申立人が希望する場合、ADRセンターの和解仲介手続の中で実施します。

早ければ、申立書の提出から3か月程度で和解金の支払いを受けることができます。

2. 手続の流れ



早期一部支払を希望される場合 本人確認書類のコピーをご提出ください

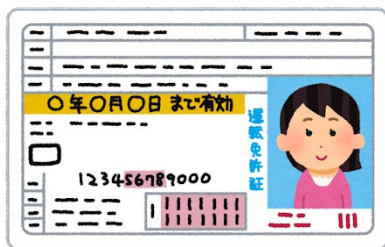
《提出が必要な方》

申立人が1人	提出不要	
申立人が複数人	代表者の申立人	提出不要
	その他の申立人	要提出

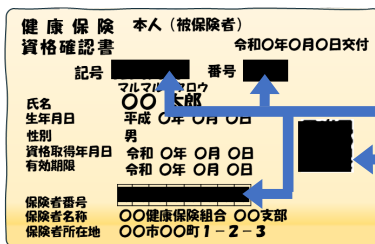
※ 申立人が未成年者（18歳未満）の場合は、同人の本人確認書類は不要ですが、法定代理人を明らかにするため、戸籍謄本の提出が必要になります。

《本人確認書類》 以下のいずれか1つのコピーをご提出ください。

○運転免許証 または運転経歴証明書



○健康保険資格確認書



※健康保険資格確認書のコピーを送付する際は、記号・番号及び保険者番号を黒塗りしたものを提出してください。

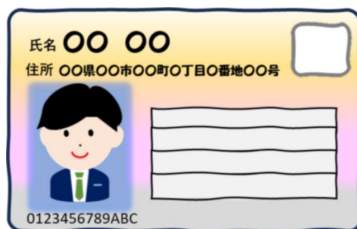
ここを黒塗り

2次元コードがある場合は黒塗り

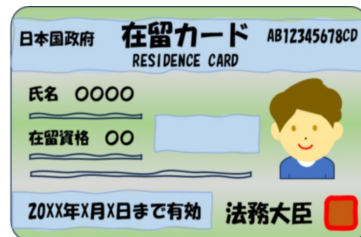
○パスポート



○マイナンバーカード (表面のみ)



○在留カード



《提出方法》 以下のいずれかの方法でご提出ください。

○ 東京事務所に送付

【送付先】〒105-0003

東京都港区西新橋1-5-13 8 東洋海事ビル9階
原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所 宛

○ 福島事務所・支所（郡山市・福島市・南相馬市・いわき市・会津若松市）で提出

○ 説明会での申立ての際、会場にコピー機があれば、コピーを取って提出

※上記の本人確認書類をお持ちでない方は、ADRセンターまでご連絡ください。
本人確認手続のため、本人確認書類のコピーは東京電力にも送付されます。